

# 愛知さわみ看護短期大学 学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 愛知さわみ看護短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第2条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
看護学科	80人	240人

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、3年とする。

2 学生は、6年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 本学の創立記念日 12月1日
  - (4) 春期・夏期・冬期休業日 当該年間学事日程による。
- 2 前項各号に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。
- 3 第1項各号に定めるもののほか、学長は、臨時に休業日を定めることができる。

#### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及びこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第11条 本学へ入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添え提出しなければならない。

2 前項に規定する提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条第1項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人を定

め、本学所定の書類を提出するとともに、第 29 条に定める入学金並びに授業料等の学費を納入し入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 学長は、正当な理由なく前項に規定する手続きをしない者については、入学を取り消すことができる。

(再入学、転入学)

第 14 条 本学に再入学又は転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうち、再入学については学期の始めにおいて、転入学については学年の始めにおいて、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学及び転学)

第 15 条 退学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。ただし、死亡の場合は、保証人の届出により退学とする。

2 他の大学に転学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署のうえ転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第 16 条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き 3 ヶ月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な事由を具し、保証人連署のうえ休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 17 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 3 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 4 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

第 18 条 休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、疾病によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学願を提出しなければならない。

2 休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

(1) 第 4 条第 2 項に定める在学年限を超えた者

(2) 第 17 条第 2 項に定める休学期間を超えて、なお復学できない者

(3) 授業料他所定の学費を指定期日までに納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第20条 本学の教育課程並びに授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第21条 各授業の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項に規定する成績の評価は、試験、論文、報告書その他の方法によって行う。

(学修の評価)

第23条 試験等の評価は、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

- 2 前項の成績評価に対してグレードポイントを与える。Aは3、Bは2、Cは1、Dは0とする。
- 3 試験の時期は、学期末又は学年末とする。ただし、担当教員が認めたときは、随時行うことができる。
- 4 定期試験は、原則として全授業時間数の3分の2（看護学実習については5分の4）以上出席しなければ、受験することができない。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、学生は3年以上在学し、別表2の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(卒業)

第25条 本学に3年以上在学し、本学則の定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を交付する。

(短期大学士の学位)

第26条 前条第1項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第27条 本学において所定の単位を取得した者は看護師国家試験の受験資格を取得すること

ができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 28 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は転入学等の場合を除き、15 単位を超えないものとする。

## 第 7 章 検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費

(検定料等の金額)

第 29 条 本学の検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費の金額は次のとおりとする。

学 科	検定料	入学金	授業料	教育充実費	実験実習費
看護学科	30,000 円	200,000 円	500,000 円	400,000 円	400,000 円

- 2 前項に定めるもの以外の納付金については別に定める。

(授業料等の納入期)

第 30 条 授業料、教育充実費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の納入は学年の始めに全額一括納入を原則とするが、次のとおり 2 期に分けて納入することができる。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前 期 納期 4 月 30 日

後 期 納期 10 月 31 日

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 31 条 途中で退学し、又は除籍されたものの当該期分の授業料等は徴収する。ただし、死亡した者及び行方不明又は授業料等の未納を理由として除籍された者の未納の授業料等についてはこの限りではない。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 32 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、月割計算により休学した月の翌日から復学した前月までの授業料等を免除する。

- 2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料に替えて、在籍料として、当該学期毎に 50,000 円を納入しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第 33 条 学期の中途において復学した者は、月割計算により復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第 34 条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

## 第8章 職員組織

(職員組織)

第35条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

2 前項のほか、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

## 第9章 教授会

(教授会)

第36条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学長が次の掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第37条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、准教授、専任講師、助教及びその他の職員を加えることができる。

(その他)

第38条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

## 第10章 賞罰

(表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第40条 本学の学則、規程等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたものは、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する懲戒のうち退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第11章 聴講生、科目等履修生

(聴講生)

第 41 条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ聴講生とし入学を許可することがある。

2 聴講生は学期毎に入学を許可する。

3 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第 42 条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ科目等履修生として履修を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

## 第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 43 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 前項の実施に関して必要な事項については別に定める。

## 第 13 章 図書館

(図書館)

第 44 条 本学に図書館を置き、教職員並びに学生の研究に資する。

2 図書館に関して必要な事項は別に定める。

## 第 14 章 補則

(補則)

第 45 条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本学則は、開学後教授会の議を経て施行するものとする。

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の愛知きわみ看護短期大学学則別表 1 及び別表 2 の規定は、平成 21 年度以後入学する学生に適用し、平成 20 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。